

鎌倉市選挙管理委員会告示第 65 号

選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めること

令和 7 年 10 月 26 日執行の鎌倉市長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおりとする。

令和 7 年 9 月 26 日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 奥津 淑子



- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 被登録資格の決定の基準となる日 | 令和 7 年 10 月 18 日 |
| ただし、年齢については | 令和 7 年 10 月 26 日 |
| 2 登録を行う日 | 令和 7 年 10 月 18 日 |